

委員各位

委員長 藤岡 喜美子

前回は、皆様にワークショップ形式で、企画立案段階における市民参加の方法や課題について様々な意見を出して頂きました。現在実施されている市民参加の方法の混迷や課題が的確に指摘され、今後に向けての方向性も示されました。これらの意見は、今後、稲沢市の市民参加条例を検討していく上での、構成要素やその考え方へと展開していきます。

そこで、前回の意見を整理し、条例策定の具体的なイメージをもっといただくために、条例の項目案として考えてみました。文言についても、今後整理をしていきます。基本的に、市民参加の方法は、時代とともに、もっともふさわしい方法をそのつど考えるべきであると考えます。条例には市民参加の方法を具体的に列挙するのではなく、P-D-C-A 各段階における市民参加の考え方を明記し、具体的な市民参加の方法は条例制定後考えていくことがよいと思われます。

また、次回の委員会は「実施」の段階における市民参加の方法やその課題について、意見を頂きたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

1. ワークショップの意見のまとめ

市民参加の方法についての課題

1) アンケート調査について

- 地域の課題が網羅的に把握されているか疑問である
- アンケートの回収数をあげる工夫が必要である
- 地区別の意見は尊重する必要がある

2) パブリックコメントについて

- 反響が少なく形式的である
- 市民にわかりやすく、市民が身近に感じるように工夫をする必要がある
- 市民の意見を反映しているといえるのか疑問である

3) 公募委員について

- 公募する市民が少ない
- 参加対象に偏りがある

4) 市民の意見の取り扱い

- 一部の意見ではなく、全体の意見を把握する

5) その他

- P-D-C-A 各段階において、同じ人が参加するとよい
- 市民から出された意見について市と協議する機会が必要であり、その時期も考慮する必要がある。

市民の意識について

1) 市民の意識が低い

2. 条例の項目としての案

< 企画立案 >

(市民)

第 条

例 1 市民は、総合計画などの企画立案過程に参画することができます。

例 2 市民は、自らの責務を自覚し、総合計画などの企画立案過程に積極的に参加することに努めます。

例 3 市民はまちづくりの主体者であることの自覚と責任のもと、総合計画などの企画立案過程に総合的な視点で、発言し、行動する責務を有します。

(市)

第 条

例 1

1 市長その他の執行機関は、総合計画などの企画立案の過程において、市民に対して正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、市民の参画と意見を聞く機会を設けます。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する意見を市民から受けた場合には、その意見に対する考え方をわかりやすく説明します。

例 2

1 市長その他の執行機関は、総合計画などの企画立案の過程においては市民の参加を得て、市民の意見を反映できるように努めます。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する意見を市民から受けた場合には、その意見に対する考え方をわかりやすく説明します。

例 3

1 市長その他の執行機関は、総合計画などの企画立案の過程においては、適正な参加方法を用意し、多くの市民が参加できるように工夫します。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する意見を市民から受けた場合には、その意見に対する考え方をわかりやすく説明します。

例 4

1 市長その他の執行機関は、総合計画などの企画立案の過程においては、市民からの事前提言を受け、市民の意見を十分に反映させるように努めます。